

告示

奈良県告示第百六十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百六十条第一項の規定により、御所市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

この処分は、平成十九年八月十一日からその効力を生ずる。

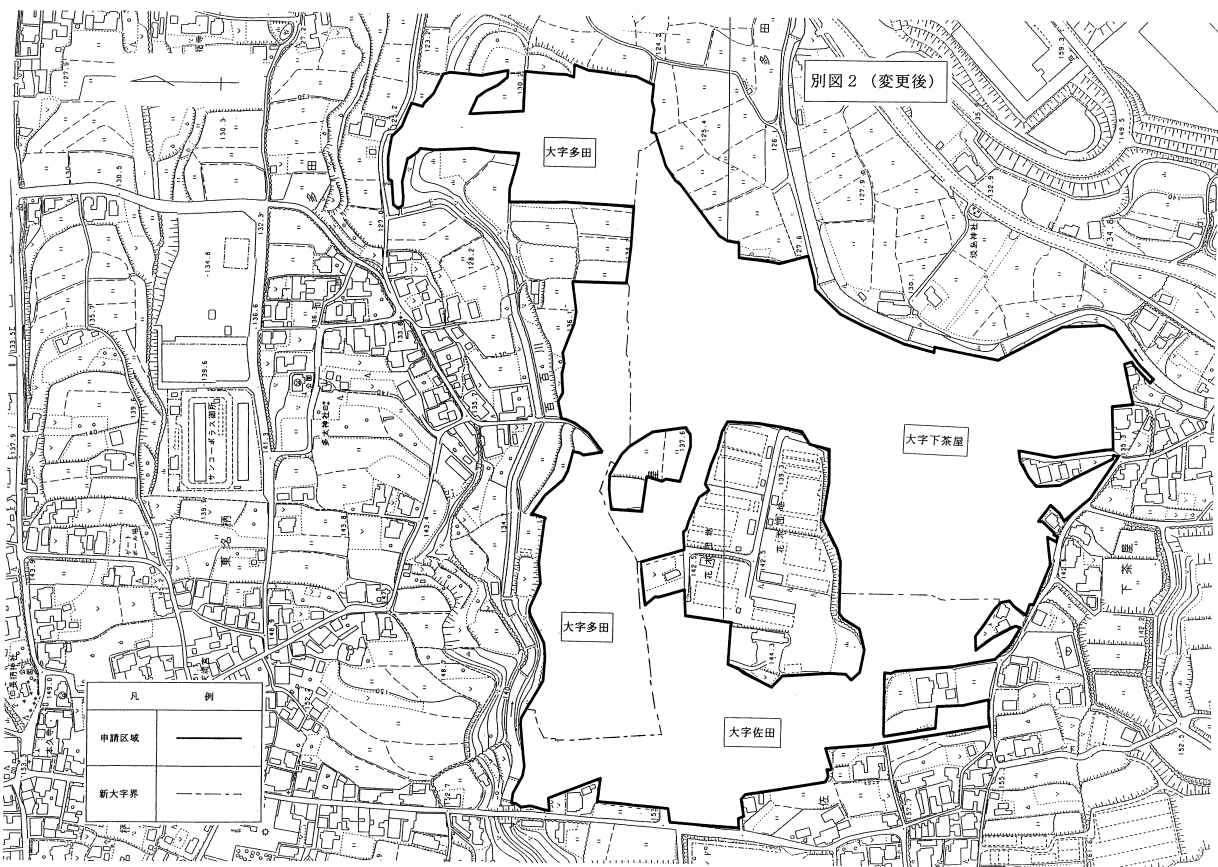
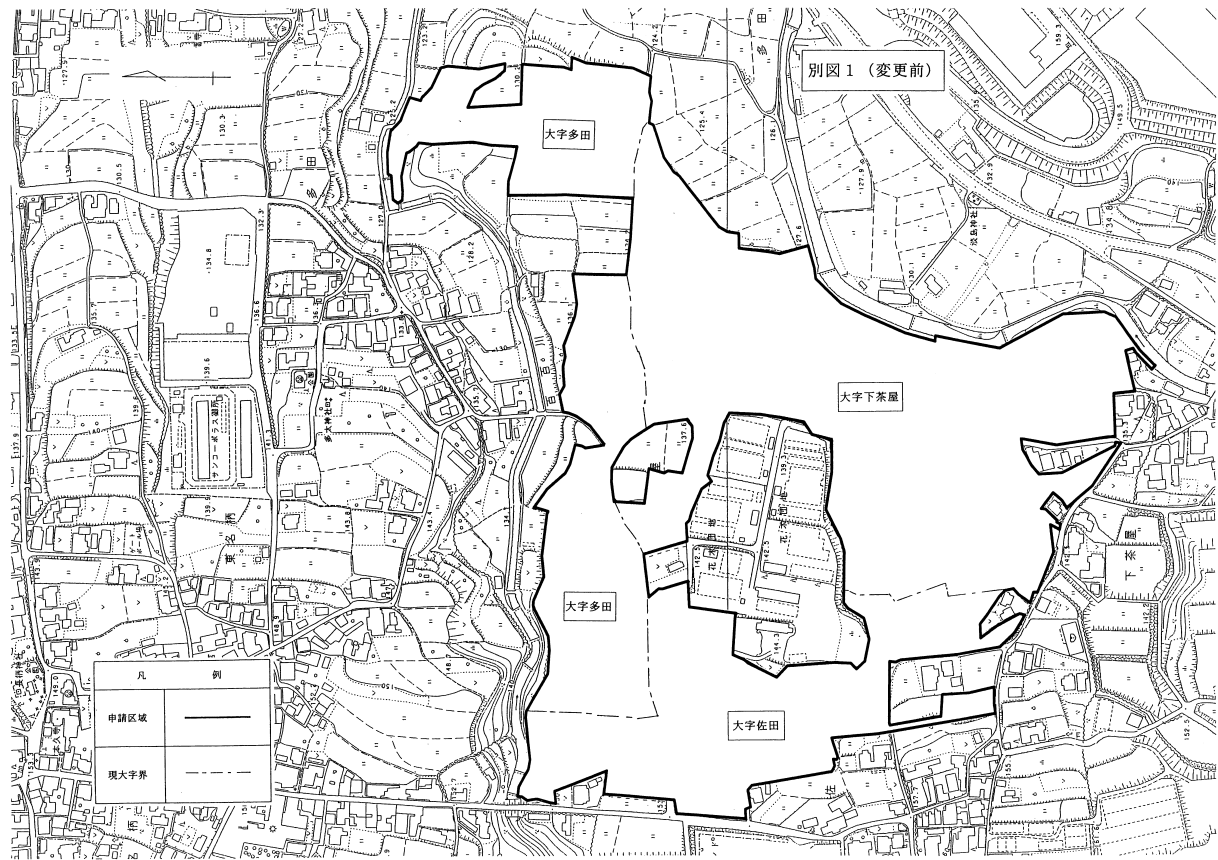
なお、関係の区域は、別図一(変更前)及び別図二(変更後)のとおりである。

平成十九年八月十日

奈良県知事 荒井正吾

<p>他の字を編入する字</p>	<p>他の字に編入される字</p>	<p>編入される区域</p>
<p>大字多田</p>	<p>大字佐田 (各一部)</p>	<p>大字佐田一〇〇の一部、一〇一、一〇二の一部、一〇三の一部、一〇四の一部、一〇四の二の一部、一〇四の三の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部</p>
<p>大字佐田</p>	<p>大字多田 (各一部)</p>	<p>大字多田二四三の一部、二四四の一部、二四六の一部、二四六の二の一部、二四七の二の一部、二五一の二の一部、二五二の二の一部、二五四の二の一部、二五五の二の一部、二五九の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部</p>
<p>大字多田</p>	<p>大字下茶屋 (各一部)</p>	<p>大字下茶屋五二の一部、五三の二の一部、五三の二の一部、五四の一部、六六の一部、二五九の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部</p>
<p>大字下茶屋</p>	<p>大字多田</p>	<p>大字多田二〇二の一部、二〇三の一部、二〇四の一部</p>

<p>大字下茶屋</p>	<p>大字佐田 (各一部)</p>	<p>大字佐田三八七の一部、三九〇の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部</p>
<p>大字佐田</p>	<p>大字下茶屋 (各一部)</p>	<p>大字下茶屋一〇九の一部、一一〇の一部、一一一の一部、二二六の一部、二二七の一部、二二八の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部</p>
<p>(各一部)</p>	<p>二〇五の一部、二〇六の一部、二〇七の一部、二〇八の一部、二〇九の一部、二一一の一部、二一二の一部、二二三の一部、二二四の一部、二二五の一部、二二六の一部、二二七の一部、二二八の一部、二二九の一部、二四二の一部、二四三の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部</p>	



大字南郷	大字下茶屋		大字井戸	大字南郷	大字佐田	他の字を編入する字
(各一部)	(各一部)		(各一部)	(各一部)	(各一部)	他の字に編入される字
大字下茶屋一八八の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部	大字南郷三三二から三三三まで及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部	大字南郷二四一の一部、二四四の一部、二四五の一部、二四八の一部、二四九の一部、二五〇の一部、二五一の一部、二五二の一部、二六〇の一部、二六一の一部、二六六の一部、二七二の一部、二七三の一部、二七四の一部、二七五の一部、二七六の一部、二七七の一部、二七八の一部、二七九の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部	大字井戸五七七の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部	大字井戸一八八の一部、五七七の一部、五七八及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部		編入される区域